四十五、ニッタン株式会社に対する件

昭和四十五年（排）第十三号

排除命令

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目十一番六号

ニッタン株式会社

右代表者　代表取締役　板倉　緑

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、ニッタン株式会社は、昭和四十四年八月から九月にかけて新聞、雑誌、挨拶状等により行なつたイオン式煙感知器の広告について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「ニッタンが選ばれてアポロに乗りました」等と表示して販売するイオン式煙感知器は、アメリカ合衆国航空宇宙局のアポロ有人宇宙飛行計画によるアポロ宇宙船には設置されていないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

ニッタン株式会社（以下「ニッタン」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、イオン式煙感知器、スプリンクラー消火装置、交通信号管制装置等の製造および設備施行業を営む事業者である。

ニッタンは、同社の製造するイオン式煙感知器について、昭和四十四年八月から九月にかけて新聞、雑誌等に広告（別添写一）を掲載したほか同社の取引先に挨拶状（別添写二）を送付する等のキャンペーンを実施した。

ニッタンは、前記広告等において、同社の販売するイオン式煙感知器について、「ニッタンが選ばれてアポロに乗りました当社の長年の研究と技術が今回のアポロ一一号に日本の頭脳として評価されたのです」、「アポロにのつた火災感知器、宇宙船には世界中でもつとも信頼のおける製品が採用されています。ニッタンのイオン式煙感知器はアポロにも設備されています。」、「人類の偉業アポロ月旅行の船内火災予防装置には世界の数外い感知器の中からニッタンの製品が採用されました。その名はイオン式煙感知器ご注目いただきたいのは本品はアポロ専用の別製品ではなく、当社が一般ビル用に開発した、ただの《市販品》であることです。〝普段着で月まで行ける〟この高度の信頼性。これがニッタン製品の真価です。」等と記載し、あたかもニッタン製のイオン式煙感知器が宇宙船に設置され、同社と競争関係にある他の事業者のものよりも品質、性能が著しく優良であるかのように表示している。

しかるに、ニッタン製のイオン式煙感知器は、アメリカ合衆国航空宇宙局のアポロ有人宇宙飛行計画によるアポロ宇宙船には設置されていない。

法の適用

前記事実によれば、ニッタンは、その販売するイオン式煙感知器の品質、性能について、同社と競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争

を阻害するおそれがあり、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反する。

昭和四十五年三月二十日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

別添写一　省略

別添写二　省略